

【シンガポール】 職場の安全と健康に関する法改正

* シンガポールでは、2006年3月、「職場の安全・健康戦略 2015」が開始された。2008年1月、被雇用者の労働災害補償の適用を確実にするために、「労働者災害補償法」が改正された。3月には、「職場の安全・健康法」が改正され、「職場の安全・健康評議会」が設置された。

職場の安全・健康戦略(WSH2015)

シンガポールでは、2004年において、労働災害による死亡者数が労働者10万人あたり5人に上ることが報告された。2005年3月、人材相は、2015年までにこの数値を半分の2.5人に減少させるための新しい戦略である「職場の安全・健康戦略 2015」(Workplace Safety and Health 2015 Strategy 以下 WSH2015 という。)を公表した。WSH2015 は、①すべての利害関係者に対して危険の根絶または最小化を要求することで危険の原因を除去する、②産業所有者の大規模化を図る、③安全管理を怠った場合の罰則を強化することで事故を防止する、という3つの原則からなる。

2006年3月、WSH2015の法的基盤となる「職場の安全・健康法」が制定された。同法は、①雇用者、居住者、職場の長、労働者等の利害関係者への配慮に関する一般的義務の規定、②職場における危険の特定及び縮小についての雇用主への要求、③安全管理を怠ったことによる傷害に対する罰則の強化などを定めた。同法の制定により、WSH2015における危機管理規定及び事故報告規定が明確化された。

2006年7月には、職場の安全・健康諮問委員会(Workplace Safety and Health Advisory Committee 以下 WSHAC という。)が設置された。WSHACは、職業団体、事業者団体、雇用主団体、労働組合に対して、セッション、セミナー、ワークショップを通じて、コンサルタント業務を行っている。2006年10月には、国際諮問委員会(International Advisory Panel 以下 IAP という。)が設置された。IAPには、WSH2015におけるビジョン・戦略的成果を支援し、その法的枠組みを保証するとともに、同戦略の改善のための提言を行うことが求められている。

労働者災害補償法の改正

2008年1月22日、「労働者災害補償法改正法」が制定された。同法は、4月1日に施行される。同改正法制定の目的は、①被雇用者に対する同法の適用範囲の拡大、②被雇用者の死亡及び永久的就労不能をもたらした傷害に対する補償金額の増額、③労働コミッショナー及び調査官の法執行権限の強化、④民事訴訟において傷害を負った被雇用者に対する補償の分配及び請求却下に関してこれまであいまいであった法解釈の明確化、⑤運用適用性が保証される補償手続きの改善、⑥違反に対する罰則の強化及び新たな犯罪の規定、⑦雇用主に対して、有罪判決、被雇用者に対する未払補償金の返済及び罰金の支払等を命じることを裁判所に許可することである。

人材省によれば、同改正法により、以下のように、被雇用者と雇用主の両者にとって利益のある低額・無過失の労働災害補償制度が構築されるとしている。被雇用者は、過失を証明することなく早期に補償を受取ることができる一方で、雇用主の法的責任にも上限を設けることができ、また、補償には治療費・休業補償費が含まれることになった。他方、議会における同改正法の審議において、メイドに代表される家庭内労働者は同法の適用外とされる点について疑問が出された。これに対し、人材相は、家庭内における傷害が労働の一部として負ったものであることの判断が難しいとの答弁をした上で、外国人メイドについては、個人損害保険が適用されるとした。

職場の安全・健康法の改正

2008年3月6日、「職場の安全・健康法改正法」が制定された。同改正法制定の目的は、①「職場の安全・健康評議会」(Workplace Safety and Health Council 以下「評議会」という。)の設置、②コミッショナーの権限を評議会に委譲することである。同法改正前には、人材相が任命するコミッショナー及び副コミッショナーが行政官として置かれ、コミッショナーが、労働災害に関する調査、営業許可証の一時停止、改善命令の発令、営業停止命令、示談金の提示及び訴追の権限を有していた。

同改正法により設置された評議会は、人材相が任命する議長1名、副議長1名、10名以上18名以下の評議会議員で構成され、任期はそれぞれ3年である。上記の者には、建設業・石油化学工業などの産業または物流マネジメント部門からの代表者や、公共部門・労働組合・学界からの代表者が含まれることが想定される。会議における定数は5名である。人材相には、上記の者に対する罷免権が付与される。

評議会の機能は、①職場における安全・健康・福祉に関する受入れ可能な実践の発展・促進、②同実践の導入の促進、③計画・活動の立案・組織・実行、④労働力の能力・専門技術・専門知識の向上の促進、⑤状況の調査、⑥助成金・奨学金の認可、⑦実地的な指針の提供などである。評議会の実施基準は、「建設現場の足場からフォークリフトの運転席まで」または「CEOから地上の労働者まで」を保護するとされた。

注(インターネット情報はすべて2008年3月19日現在である。)

・WSH2015: A Strategy for Workplace Safety and Health in Singapore, Workplace Safety and Health Advisory Committee, 2007. シンガポール人材省サイト

<http://www.mom.gov.sg/publish/etc/medialib/mom_library/Workplace_Safety/files_legislation.Parr.5598.File.dat/NWSHStrategy_Public.pdf>

・“Workmen’s Compensation (Amendment) Bill.”

シンガポール議会サイト<<http://www.parliament.gov.sg/Publications/070050.pdf>>

・“Workplace Safety and Health (Amendment) Bill.”

シンガポール議会サイト<<http://www.parliament.gov.sg/Publications/080002.pdf>>

(遠藤 聡・海外立法情報課)